

○司法書士の業務広告に関する規則

(目的)

第1条 本会会員(以下「会員」という。)の業務に関する広告及び宣伝(以下「広告」という。)については、釧路司法書士会会則(以下「会則」という。)第86条及び司法書士倫理第16条に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(広告の定義)

第2条 この規則における広告とは、会員が口頭、文書、放送、電磁的方法その他の方法により自己又は自己の業務を他人に知らせるために行う情報の伝達及び表示行為であって、顧客又は依頼者となるように誘引することを主たる目的とするものをいう。

(禁止される広告)

第3条 会員は、次の広告をすることができない。

- (1) 事実に合致していない広告
- (2) 誤導又は誤認のおそれのある広告
- (3) 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- (4) 困惑させ、又は過度な不安をあおる広告
- (5) 特定の司法書士又は司法書士法人の事務所と比較した広告
- (6) 法令、司法書士倫理又は会則等に違反する広告
- (7) 司法書士の品位又は信用を損なうおそれのある広告

(表示できない広告事項)

第4条 会員は、次の事項を表示した広告をすることができない。

- (1) 訴訟事件の勝訴率
- (2) 顧客先又は依頼者。ただし、顧客先又は依頼者の書面による同意がある場合を除く。
- (3) 受任中の事件又は過去に取扱った事件。ただし、依頼者の書面による同意がある場合及び依頼者が特定されず、かつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。

(訪問等による広告の禁止)

第5条 会員は、面識のない者(現在及び過去の依頼者、友人、親族その他これらに準じる者以外の者をいう。以下同じ。)に対し、訪問又は電話による広告をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この限りではない。
 - (1) 業務の依頼を希望する者から請求があった場合
 - (2) 公益上の必要があるとして所属司法書士会の承認を得た場合
 - (3) 事業所内に於いてその事業に従事する者に対して行う場合
- 3 会員は、面識のない者に対し、電子メールによる広告をしてはならない。ただし、その者の承認を得、かつその者が受領を拒むことができる仕組みを有する場合はこの限りでない。

(特定の事件の勧誘広告)

第6条 会員は、特定の事件の当事者及び利害関係者で面識のない者に対して、郵便又はその他これらの者を名宛人として直接到達する方法で、当該事件の依頼を勧誘する広告をしてはならない。

(有価物等供与の禁止)

第7条 会員は、広告の対象者に対し、社会的儀礼の範囲を超えた有価物等の利益を供与して、

又はこれらを約して広告をしてはならない。

(第三者の抵触行為に対する協力禁止)

第8条 会員は、第三者が会員の業務に関して行う情報の伝達又は表示行為でこの規則に抵触するものに対し、金銭その他の利益を供与し、又はこれに協力してはならない。

(広告をした司法書士の表示)

第9条 会員は、広告中に事務所所在地、氏名(法人会員にあってはその名称)あるいは職名及び所属司法書士会を表示しなければならない。ただし複数の事務所を有する法人会員においては、本会に登録した事務所を1カ所表示すれば足りる。

2 司法書士が共同して広告をするときは、代表する者1名の氏名及びその所属司法書士会を表示することをもって足りる。

(広告であることの表示)

第10条 会員が、郵便又はこれに準ずる方法により、面識のない者に対し直接配布する広告物については、封筒の外側又は広告物の表側若しくは最初の部分に、広告であることを表示しなければならない。

(保存義務)

第11条 広告をした会員は、次に掲げるものを当該広告が終了した時から3年間保存しなければならない。

- (1) 広告物又はその複製、写真等の当該広告物に代わる記録
- (2) 広告をした日時、媒体、場所、送付先等の広告方法に関する記録
- (3) 第4条第2号及び第3号の同意を証する書面

(違反行為の排除等)

第12条 会長は、会則第102条に基づき必要があると認めたときは、広告をした会員に対し、必要な指示若しくは指導をし、又は前条の記録等の提出を求め、その他広告に関する調査を行うことができる。この場合、会員は、正当な事由がなければ調査を拒んではならない。

- 2 会長は、前項の調査において、会則第86条に違反するおそれがあると認めるときは、会則第49条に基づき綱紀調査委員会に調査をさせなければならない。
- 3 広告が第3条第1号に該当する疑いがあるときは、会長及び綱紀調査委員会は、広告をした会員に対して、広告内容が事実に合致していることを証明するよう求めることができる。
- 4 前項の場合において、広告をした会員が広告内容につき事実に合致していることを証明できなかつたときは、本会は、当該広告が第3条第1号に該当するものとみなすことができる。
- 5 会長は、広告に関して会則第103条による注意勧告を受けた会員がその措置に従わない場合において、当該行為による被害発生防止のため特に必要があるときは、本会が注意勧告を行った事実及び理由の要旨並びに当該会員の弁明書を公表することができる。また、注意勧告の対象となつた当該行為の中止若しくは排除が困難な場合も同様とする。
- 6 前項の場合において、会長は、当該会員に対し公表内容を事前に告知し、1週間以上の期間を定め弁明書提出の機会を与えなければならない。
- 7 会長は、他の司法書士会の所属司法書士についてこの規則違反の事由があると思料するときは、当該司法書士の所属司法書士会に対し、その旨を通知することができる。

(広告の運用指針)

第13条 会長は、この規則の解釈及び運用につき、理事会の承認を得て、指針を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。